

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第16号（平成19年3月28日）

職員等の旅費に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第14条）
- 第2章 内国旅行の旅費（第15条 第28条）
- 第3章 外国旅行の旅費（第29条 第37条）
- 第4章 雑則（第38条 第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する広域連合の一般職に属する職員をいう。

内国旅行 本邦における旅行をいう。

外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- 2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族  
職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地に出発して帰住したときは、当該遺族

職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由より退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、旅費を支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、広域連合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合のほか、法令等に特別の定めがある場合その他広域連合が経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼

(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上の旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票又は旅行依頼票(以下「旅行命令票等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定により旅行命令等の変更を申請するいとまがない場合に

は、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 3 旅行者が前2項の規定により旅行命令等の変更を申請せず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により

支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在をする者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合においては、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費より多いときは、当該旅行については在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行，水路旅行，航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃，船賃，航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には，その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは，所定の請求書に必要な書類を添えて，これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において，必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は，その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため，その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は，当該旅行を完了した後，所定の期間内に前項の規定により旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者は，前項に規定する精算の結果，過払金があった場合には，所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出担当者は，概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には，その後においてその者に対し支出し，又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類，記載事項及び様式，第2項

及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が広域連合長に協議して定める旅費とする。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による。

その乗車に要する運賃

急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、その旅行が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合で、任命権者が広域連合長に協議して定めるものについては、この限りでない。

特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。

以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃  
運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃  
公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する  
運賃のほか、現に支払った寝台料金

座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規  
定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2  
以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上  
級の運賃とする。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき47円とする。ただし、公務上の必要  
又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することが  
できない場合には、実費額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車等を利用して旅行する場合(旅行命令権  
者の承認を受けて旅行する場合に限る。以下同じ。)の車賃の額は、1キロメー  
トルにつき37円とする。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算を  
する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、こ  
れを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、全路程において公用の交通  
機関を利用して旅行する場合には、日当を支給しない。

2 全路程において自家用自動車等を利用して旅行する場合（路程の一部において公用の交通機関を利用して旅行する場合を含む。）における日当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

（宿泊料）

第20条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を必要とする場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を必要とする場合に限り、支給する。

（移転料）

第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額

赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には

第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、別表第1の日当の定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料の定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

第1号の規定により日当，宿泊料，食卓料及び着後手当の額を計算する場合において，当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては，扶養親族移転料の額の計算については，その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして，前項の規定を適用する。

（在勤地内旅行の旅費）

第25条 在勤地内における旅費については，次の各号に掲げる旅費を支給する。

鉄道の乗車に要する旅客運賃による鉄道賃

乗船に要する旅客運賃による船賃

実費額による車賃（次号に規定する車賃を除く。）

自家用自動車等を利用して旅行する場合にあっては，次に掲げる額による車賃

イ 行程が16キロメートル未満の場合 370円

ロ 行程が16キロメートル以上の場合 740円

別表第1の定額による宿泊料（公務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により宿泊する場合に限る。）

次条第1項第2号に規定する移転料

- 2 在勤地内における旅行のうちその行程が4キロメートル未満のものについては，前項第1号から第4号までに掲げる旅費を支給しない。ただし，公務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情によるものについては，この限りでない。

（在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費）

第26条 在勤地以外の同一地域内における旅行については，鉄道賃，船賃，車賃，移転料，着後手当及び扶養親族移転料を支給しない。ただし，次の各号に該当する場合においては，当該各号に規定する額の旅費を支給する。

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃，船

賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料の定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 在勤地以外の県内における同一地域内の旅行については、移転料（前項第2号に規定する移転料を除く。）、着後手当及び扶養親族移転料を支給しない。

（退職者等の旅費）

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

### 第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第29条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第30条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第31条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃

ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

ハ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃  
運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第32条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

( 日当，宿泊料及び食卓料 )

第 3 3 条 日当及び宿泊料の額は，旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額による。

2 第 3 0 条第 4 号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は，前項の規定にかかわらず，旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額の 1 0 分の 7 に相当する額による。

3 食卓料の額は，別表第 2 の定額による。

4 第 2 0 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項の規定は，外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

( 支度料 )

第 3 4 条 支度料の額は，旅行期間に応じた別表第 2 の定額による。

2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある場合には，その者に支給する支度料の額は，前項の規定にかかわらず，同項の規定による額から，その出張を命ぜられた日から起算して過去 3 年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

( 旅行雑費 )

第 3 5 条 旅行雑費の額は，旅行者の予防注射料，旅券の交付手数料及び査証手数料，外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

( 死亡手当 )

第 3 6 条 死亡手当の額は，別表第 2 の定額による。

2 職員が第 3 条第 2 項第 5 号の規定に該当し，かつ，その死亡地が本邦である場合の死亡手当の額は，前項の規定にかかわらず，第 2 8 条第 1 項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第 2 8 条第 2 項の規定は，第 1 項又は第 2 項に規定する死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

( 退職者等の旅費 )

第37条 職員が外国旅行中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費

退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦へ旅行した場合に限り、次に規定する旅費

イ 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

ロ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

#### 第4章 雑則

(旅費の調整)

第38条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、広域連合長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第39条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないとき

は、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第40条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(広域連合長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 広域連合長等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額については、一般職の職員の例による。

別表第1 内国旅行の旅費（第19条 第23条関係）

1 日当，宿泊料及び食卓料

日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
2,600円	13,100円	11,800円	2,600円

備考

1 この表において、「甲地方」とは、東京都、大阪市、名古屋市その他の地域で広域連合長が定めるものをいい、「乙地方」とは、甲地方以外の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

鉄道50キ ロメートル未 満	鉄道50キ ロメートル以 上100キロメ ートル未 満	鉄道100 キロメートル 以上300キロ メートル未 満	鉄道300 キロメートル 以上500キロ メートル未 満	鉄道500 キロメートル 以上1,000 キロメートル未 満	鉄道1,00 0キロメ ートル以 上1,500 キロメ ートル未 満	鉄道1,50 0キロメ ートル以 上2,000 キロメ ートル未 満	鉄道2,00 0キロメ ートル以 上
93,000円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第33条，第34条，第36条関係）

1 日当，宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

備考

- この表において、「指定都市」とは，広域連合長が定める都市の地域をいい、「甲地方」とは，北米地域，欧州地域及び中近東地域として広域連合長が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で広域連合長が定める地域をいい、「丙地方」とは，アジア地域（本邦を除く。），中南米地域，大洋州地域，アフリカ地域及び南極地域として広域連合長が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で広域連合長が定める地域をいい、「乙地方」とは，指定都市，甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は，丙地方につき定める定額とする。

2 支度料及び死亡手当

支度料			死亡手当
旅行期間1月未満	旅行期間1月以上 3月未満	旅行期間3月以上	
53,900円	65,450円	77,000円	400,000円